

## X 個人情報及び実習記録等に関する注意事項

実習中は学生が対象の診療情報を容易に入手できる環境にあり、看護者が行うケアの一部を実施しているため、学生にも守秘義務が生じる。

実習で学習を進める上では、個人情報の取り扱いや実習記録の保管について、個人情報保護・プライバシー保護の観点から、以下のことを遵守する。

### 1 個人情報に関する注意事項

- 1) 個人とは、実習施設の事例及び学生とする。また、個人に関する情報とは、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定義する。
- 2) 知り得た情報は、自己の学習目的に限り利用する。
- 3) 知り得た情報は、不用意に口外しない。
- 4) 知り得た情報は、ソーシャルネットワークサービス（インターネットのブログ、LINE、Facebook、Xなど）に載せない。
- 5) 質問は、病室付近を避け、看護室またはカンファレンス室で行う。
- 6) 受け持ち事例の情報を閲覧する際は、実習施設の指示に従う。

### 2 実習記録に関する注意事項

- 1) 個人が特定できる情報は、実習記録及びメモ帳に記載しない。
  - (1) 実習する施設名、病棟名は指定された方法で記載する。
  - (2) 対象の氏名は、受け持ち1人目から順にA、B、Cとする。
  - (3) 対象の年齢は、年代及び前半・後半とする。
  - (4) 対象の住所、病院名、施設名は記載しない。
  - (5) 対象の家族歴、遺伝情報は必要最小限とする。
- 2) 実習記録は、規定のファイルに綴じ、管理する。
- 3) メモ帳は、紛失防止のため、紐を付けて使用する。常に身につけ管理する。
- 4) 記録を行う場所は、実習病棟の看護室、学生控え室、臨地実習指導者及び教員が指示した場所に限定する。但し、時間を要する記録は、各自の責任の下に行う。
- 5) 実習記録は、実習施設の指定された場所に置く。
- 6) パソコンを用いて記録をする場合は、次の事項を遵守する。
  - (1) 定期的にウィルス駆除を行う。
  - (2) ハードディスクや機体にデータを残さない。
  - (3) USBは、セキュリティの付いているものを利用する。
  - (4) 実習記録を作成するときは、パスワードを設定して作成する。
- 7) 自宅以外でコピーする場合、実習施設（指定されたもの）及び学校内に設置されているコピー機を使用する。
- 8) カンファレンスで使用する資料のコピーは、必要部数とする。原本および部数がわかるように左上角に番号をつける。原本を(原)とし、コピーの総部数と番号をつける。
- 9) カンファレンスで使用した資料のコピーは、各自が臨地実習指導者・教員・学生から回収し、準備した部数が返却されたことを確認し、実習ファイルに綴じる。
- 10) 受け持ち事例の情報を書いた実習記録や実習ファイル、メモ帳、個人が所有するUSBメモリー等は、各自の責任の下保管をする。保管場所を固定する。置き忘れの

ないように十分注意する。

- 11) 実習記録・メモ帳・USB メモリー等を紛失した場合は、直ちに臨地実習指導者・実習担当教員に報告し、指示を受ける。
- 12) 実習ごとに、実習記録・メモ帳・ミスプリント用紙は、全て回収し、卒業前にすべて処分する。
- 13) 実習記録等は、第三者の興味あるいは利益のために譲渡・貸借をしてはならない。
- 14) 実習時間中の iPad の利用については、約束事を遵守する。(カメラ機能の利用不可、Wi-Fi 接続不可等。)

### 3 資料の引用に関する注意事項

- 1) 雑誌や書籍、インターネット情報、イラストなどの使用は、著作権者等の利益を不当に害するおそれがあるので、安易に使用しない。
- 2) 患者指導等に使用するパンフレット・リーフレット作成の際、雑誌や書籍、インターネット情報をそのままコピーしたりイラストを不正に使用したりしない。
- 3) 複製・転載使用の禁止が表示されているものは使用しない。
- 4) 参考資料として活用する場合は、著作権の規定を読み、内容を確認後使用する。使用にあたっては必ず出典元を明記する。

#### 参考)

- 1 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/dl/h1227-6a.pdf>  
厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
- 2 <http://www.nurse.or.jp>  
国際看護師協会「ICN 看護師の倫理綱領 (2021 年版)」2021 年 1 月、公益社団法人日本看護協会誌。
- 3 [https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/statistics\\_publication/publication/rinri/code\\_of\\_ethics.pdf](https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/statistics_publication/publication/rinri/code_of_ethics.pdf)  
日本看護協会「看護職の倫理綱領」2021 年。
- 4 「保健師助産師看護師法」 秘密保持義務  
第 42 条の 2 「保健師、看護師、又は准看護師は、正当な理由が無く、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。」
- 5 改正著作権法第 35 条 (学校その他の教育機関における複製等)  
学校その他の教育機関 (営利を目的として設置されているものを除く) において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信 (自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。) を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受診装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。